

新型コロナウイルス感染拡大防止 の取組みについて

『まん延防止等重点措置』発令



Mie Football
Association

19 May 2021

県は、政府に対し、「まん延防止等重点措置」の申請をしておりましたが、本日（5月7日）、西村経済再生大臣は、三重県と岐阜県を「まん延防止等重点措置」を適応すると発表。愛知県はに「緊急事態宣言」を発表しました。これを受け、鈴木英敬三重県知事は、『まん延防止等重点措置』は12の市町を適応地域としました。

**桑名市・いなべ市・木曽崎町・東員町・四日市市・菰野町・朝日町・川越町
鈴鹿市・亀山市・名張市・伊賀市**

☆現在、鈴鹿保健所管内では病床使用率が80%とひっ迫している状況で、対象区域については、新規感染者数や病床使用率のひっ迫具合に加え、愛知県や大阪府との往来など生活圏を考慮して、今後正式に決定するとしています。

☆具体的な措置に内容については、7日午後開かれる対策会議で決定する方針とされています。

◆三重県内の変異ウイルスによる感染者の割合は80%を超えていると言われており、更に強い措置が予想されます。

※県サッカー協会の対応としては、現状の感染防止対策にて対応していきます。県内での活動を中心にしていただき、大会・イベント等につきましては、リモートにての実施をお願いします。より一層の感染症対策に努めてください。変更については隨時更新し、HPにてお知らせします。

一般社団法人三重県サッカー協会



新しい生活様式 を身に付けて 感染症に強く持続可能な 新しい三重県 へ

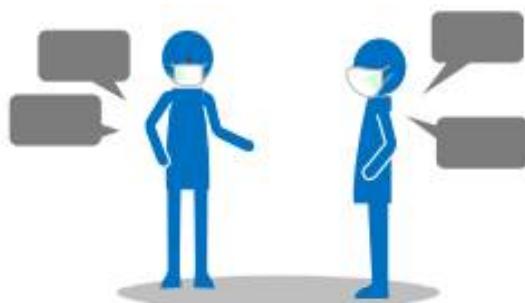
(1) 一人ひとりの基本的感染対策

- 感染防止の3つの基本 ~身体距離の確保、マスクの着用、手洗い~

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)あける



- 会話をするときは、可能な限り真正面を避ける
- 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は症状がなくてもマスクを着用
ただし夏場は熱中症に注意



- 家に帰ったらまず手や顔を洗う
できるだけすぐに着替える シャワーを浴びる
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に
(手指消毒薬の使用でもOK)



- 高齢者や持病のある方(重症化リスクの高い方)と会うときは、体調管理をより厳重に

● 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- 地域の感染情報に注意する

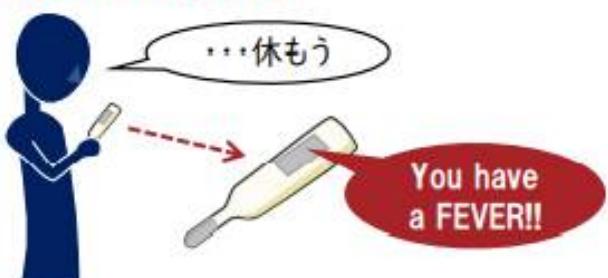


(2) 日常生活を営む上での 基本的生活様式

- こまめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底 □ 身体的距離の確保
- こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)
- 三つの『密』(密集、密接、密閉)の回避
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行



- 毎朝体温測定、健康チェック
発熱又は風邪の症状がある場合は
ムリせず自宅で療養



「新しい生活様式」を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

● 買い物

- 通販も利用
- 一人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませる
- サンプルなど展示品への接触はひかえめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース



● 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも



- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりはひかえめに
- お酌、グラスやおちょこ回し飲みは避けて

● 娯楽、スポーツ

- 公園は、すいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは十分に人の間隔をもしくは自宅で動画を活用



- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー

- 予約制を利用してゆったりと
- 狹い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

● 公共交通機関の利用

- 会話はひかえめに
- 混んでいる時間は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用



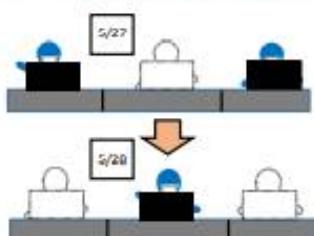
● イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

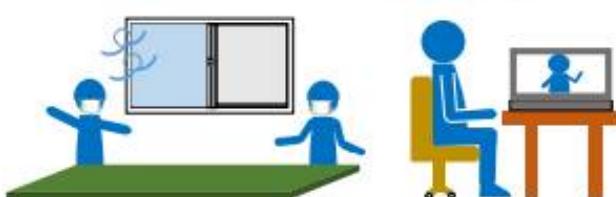


(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務



- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 対面での打ち合わせは換気とマスク



偏見や差別の根絶

感染者やそのご家族、所属する企業・団体に対し、さらに個人を特定しようとすることや偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。仕事や通勤等やむを得ない事情で県外から来県される方、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることも絶対あってはならないことです。このような偏見や差別が生じないよう十分な配慮をお願いします。

参 照

政府〔内閣官房：新型コロナウイルス感染症対策〕

<https://corona.go.jp/>

スポーツ庁

<https://www.mext.go.jp/sports/>

日本サッカー協会〔JFAサッカー活動の再開に向けたガイドライン〕

https://www.jfa.jp/about_jfa/guideline.pdf#search=%27JFA+%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A+%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%27

三重県〔新型コロナウイルス感染症特設サイト〕

<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm#%E4%B8%89%E9%87%8D%E7%9C%8C%E6%8C%87%E9%87%9D>



相談窓口

◆発熱等の症状がある方の相談窓口

- (1) まずは、かかりつけ医等の身近な医療機関に、電話でご相談ください。
- (2) 相談する医療機関に迷う場合は、受診・相談センターへご相談ください。

◆新型コロナウイルスに関する一般的な相談

三重県医療保健部薬務感染症対策課 **059-224-2339** (専用回線)
国(厚生労働省) フリーダイヤル **0120-565653**

◆その他の相談

- ・個人の方へ (生活支援、人権問題、心のケア、労働相談等)
- ・児童生徒の方等へ
- ・事業者の方へ
- ・主な支援事業一覧 (PDF)
- ・MieCo (PDF) Mie Consultation Center for Foreign Residents

三重県新型コロナ対策パーソナルsupport
「安心みえるLINE」



一般社団法人三重県サッカー協会



【イベントにおける感染防止対策】

○イベント開催の目安

人数上限	収容率
◇収容定員10,000人 超→収容定員の50%	大声での歓声・声援等が想定されるイベント 〔ロックコンサート・ポップコンサート・ス ポーツイベント等〕 50%以内
◇収容定員10,000人 以下→5,000人	収容定員が無い場合は、十分な間隔(1m以上) を空ける

○感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染対策）

1 徹底した感染防止等（収容率50%で開催するための前提）		
①	マスク着用の担保 (常時着用)	<ul style="list-style-type: none"> マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、常時着用を求める *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売
②	大声を出さない事の担保	<ul style="list-style-type: none"> 大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等ができる *隣席の者との日常会話程度は可（マスク着用が前提）
2 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う *大声を出す参加者がいた場合等、個別に注意等を行う *スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止する 等
④	手洗い	<ul style="list-style-type: none"> こまめな手洗いの奨励
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none"> 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒

○感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染対策）

2 基本的な感染防止等		
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> 入退場時の密集回避（時間差入場等）、待合場所の等の密集回避 <p>* 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ、収容人数を制限</p>
⑧	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保（グループとグループの間は1席（立ち席の場合は1m以上）空ける） 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m以上確保 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔確保（最低限、人と人が触れ合わない程度の間）
⑨	飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> 飲食用に感染防止策を行ったエリア外での飲食の制限 収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛。ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定の要件を満たす場合に限り飲食可 過度な飲酒の自粛
⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 <p>* ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、十分周知している場合は払い戻し不要</p>

○感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染対策）

2 基本的な感染防止等		
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none">可能な限り事前予約性、あるいは入場時に連絡先の把握「安心みえるLINE」や接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励* アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none">有症状者は出演・練習を控える演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（接触を防止できないイベントは開催を見合わせる）合唱等、発声する演者間での感染リスクへの対処
⑬	イベント前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none">イベント前後の感染防止の注意喚起* 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用促進
⑭	ガイドラインの遵守の旨公表	<ul style="list-style-type: none">主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取り組みを行う旨、ホームページ等で公表

一般社団法人三重県サッカー協会「ガイドライン」

[期間：2021.4.20-5.31]

【基本的な考え方】

参加の有無については、選手並びに保護者の意見を尊重してください。

〔日常の活動についての考え方〕

* 各チーム、感染症対策を徹底した上で活動は制限されません。

〔健康チェック・手指消毒・3密の回避 等〕

食事の場合は、距離を取り向かい合っての会食は避ける工夫が必要です。

〔県外での活動について〕

* 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されている都道府県や、移動先の感染状況や移動に関する方針等を良く理解し、必要性について今一度立ち止まって慎重に検討をしてください。他地域から来県した練習試合・イベントについても、同様の考え方で取り組んでください。

〔県内の活動について〕

* 県サッカー協会及び各連盟等が主催する大会の参加については、当該選手や保護者の意向を聞き取り、主催者の感染対策を実施することはもちろん、チームの状況に応じて感染防止対策を徹底して参加できることとします。

なお、状況により必要が生じれば見直します。

注) 中体連・高体連からの通達は優先してください。



県教育委員会（抜粋）

緊急警戒宣言発令に伴う県立学校の対応について

1. 感染症対策と健康管理に徹底

マスクの着用や手洗いの励行、換気、毎日の検温やバランスの取れた食事、十分な睡眠など、基本的な感染症対策を徹底するとともに、授業や行事、登下校時における身体的距離の確保、大声での発声をしないなどの対策を徹底する。

2. 部活動

宿泊を伴わない県内での活動とし、県外での活動及び来県し練習試合等を行うことは、中止または延期とする。

各県（行政）発表 注意喚起情報

	情報発信日	発表内容（概要）	参考WEBサイト
三重県	5月9日（日）	<p>三重県「まん延防止等重点措置」5/9～5/31</p> <p>【特に重点措置を講じる区域】 桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市 【移動に関して】 愛知県と同等内容</p>	<p>【三重県庁】 https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm</p> <p>【三重県FA】 http://www.jfa.jp/mie/info_mie/news/00026867/</p>
静岡県	5月14日(金)	<p>「警戒レベル5」（まん延期対応レベル）5/14～5/21</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知、三重、岐阜3県への移動回避のほか、感染拡大地域をはじめ、すべての都道府県との不要不急の交流は自粛。 ・基本的な感染防止対策を強化、徹底。 ・ホームパーティやBBQの自粛。 	https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-keikailevel.html
愛知県	5月12日(水)	<p>愛知県「緊急事態宣言」5/12～5/31</p> <p>①不要不急の行動の自粛 ○生活に必要な場合を除き、日中も含め、外出の自粛。 ○特に20時以降の不要不急の外出自粛。 ○20時以降、飲食店等にみだりに出入りをしない。 ○路上・公園等における集団での飲酒など自粛。 ②県をまたぐ不要不急の移動自粛 ○変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、県をまたぐ不要不急の移動は、極力控える。 ○特に、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が適用されている都道府県への不要不急の移動は、自粛。</p>	<p>【愛知県庁】 https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html</p> <p>【愛知県FA】 http://www.aifa.jp/wp/wp-content/uploads/2021/05/corona-virus2021.5.122.pdf</p>
岐阜県	5月9日(日)	<p>岐阜県「まん延防止等重点措置」5/9～5/31</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「新しい行動様式」の徹底 ○移動に関して・・・愛知県と同等 	<p>【岐阜県庁】 https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/151761.html</p> <p>【岐阜県FA】 https://www.gifu-fa.com/2021/05/post-71.html</p>